

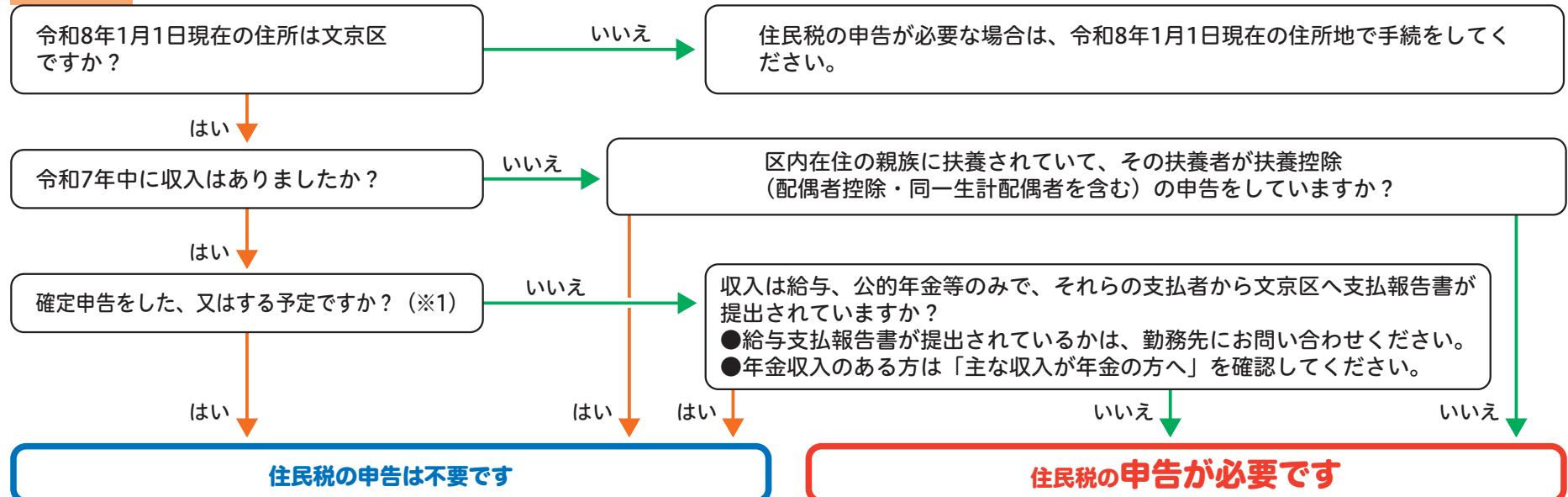


# 特別区民税・都民税(住民税)の申告

新年を迎え、税の申告の時期が近づいてきました。特集号では、住民税の申告について皆さんの疑問にお答えし、申告がスムーズに進むようご案内します。毎年申告される方も、申告が初めての方もぜひ一緒に確認しましょう。

## 申告が必要か確認してみましょう！

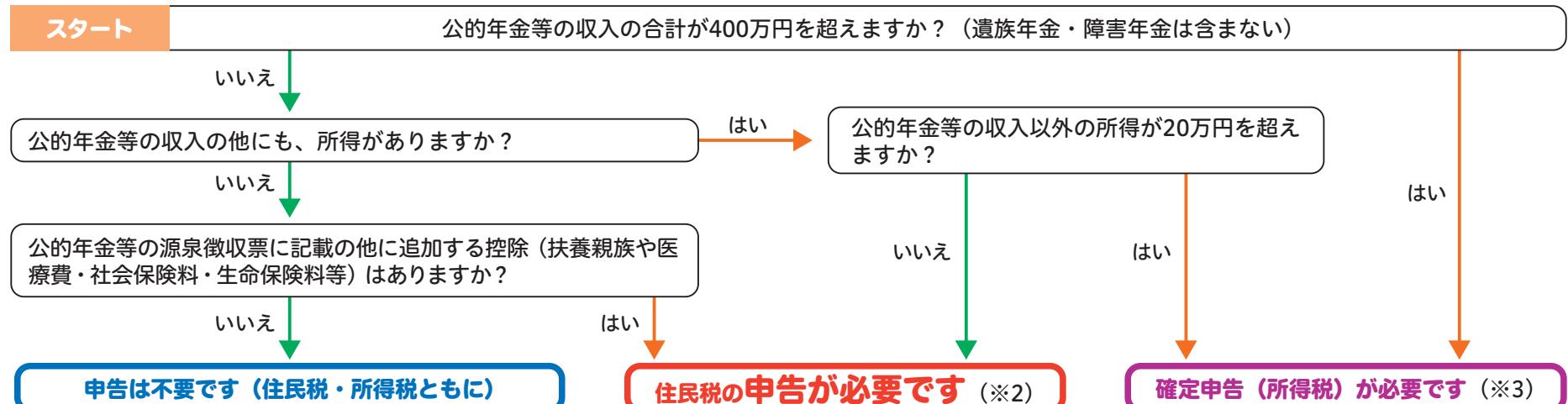
### スタート



※1 確定申告は住民税の申告も兼ねる。確定申告の詳細は税務署へ問合せ  
確定申告書第一表の「1月1日の住所」欄及び第二表の「住民税に関する事項」も忘れずに記入のこと(7面参照)

## 主な収入が年金の方へ ~こちらでご確認を~

### スタート



※2 所得税の還付を受ける等により確定申告をした、又はする予定の場合は住民税の申告は不要  
※3 所得税の計算の結果、確定申告が不要な場合あり。確定申告の要否は税務署へ問合せ

## 申告期間 2月2日(月)～3月16日(月)

例年、申告会場は大変混み合います。

混雑緩和のため郵送での申告書提出・電子申告にご協力ください。

●電子申告は2面をご参照ください。

郵送先 〒112-8555 文京区税務課

申告用紙 ▶配付開始時期 2月以降  
▶区HPからダウンロード可  
▶税務課(シビックセンター10階)、区民サービスコーナー(シビックセンター2階)、各地域活動センターで配布

※令和7年度の申告をした方には、1月末に申告書を送付します。



郵送や電子申告なら  
待ち時間がないから  
安心

### 住民税の申告会場のご案内

期間 2月2日(月)～3月16日(月)  
午前9時～午後5時(土・日曜、祝日を除く)  
会場 シビックセンター10階北側 1001会議室  
●混雑時は入場を制限する場合があります。  
●申告会場には電子申告用の端末はありません。  
●確定申告書の受付はしていません。  
●所得税の申告は7面をご覧ください。

## 申告に必要なものを確認しましょう

### ①特別区民税・都民税申告書

### ②令和7年中の所得を証明する書類

給与・公的年金等の源泉徴収票、報酬の支払調書、自営業の場合は収支計算書

### ③令和7年中の控除を証明する書類

医療費控除の明細書、国民年金・生命保険料控除の証明書原本、身体障害者手帳のコピーなど

### ④マイナンバー&本人確認書類

- マイナンバーカードをお持ちの方  
マイナンバーカード
- マイナンバーカードをお持ちでない方
  - ・マイナンバー確認書類 マイナンバー通知カード(記載事項に変更がない場合、又は正しく変更手続されている場合に限る)など
  - ・本人確認書類 【いずれか1点】運転免許証、資格確認書、介護保険被保険者証、在留カードなど  
【いずれか2点】学生証(写真なし)、社員証(写真なし)、住民票の写し、納税通知書など



以下の4点は区HPから印刷できます。

- 特別区民税・都民税申告書(2月以降ダウンロード可)
- 医療費控除の明細書
- 収支計算書
- 代理人申告のための委任状

ダウンロードはこちら



▲詳細は  
こちら

区HPホーム>お役立ちリンク>  
税金>ダウンロード(申請書・届出書・その他)

## 郵送申告の手順

### ① 申告書の記入



医療費控除を申告する方は、申告書のほかに「医療費控除の明細書」も作成してください。医療保険者が発行する「医療費のお知らせ」(原本)を使用することもできます。

### ② 書類の同封



- 本人確認書類コピー
- 申告書、所得及び控除資料
- 控えが必要な方は控えに申告書と同じ内容を記入し、返信用封筒(宛名記入・110円切手貼付)を同封

### ③ ポストに投函



申告期限  
**3月16日(月)**

## 電子申告の開始

令和8年度より、パソコンやスマートフォンから、マイナンバーカード(※1)を利用して、eLTAX(エルタックス)(※2)のHP等を経由し住民税の申告手続が可能となります。詳細は区HPをご確認ください。

※1 申告の際には、使用するデバイスに応じたマイナンバーカード読み取り機器、数字4桁の利用者証明用電子証明書暗証番号及び半角6~16文字の署名用電子証明書暗証番号が必要

※2 eLTAX：地方税ポータルシステムの呼称で、インターネットを利用し、地方税における手続を電子的に行うシステム



区役所の申告受付会場には電子申告用の端末はありません。自宅等での申告手続をお願いします。

### 電子申告イメージ



申告者

### 経由

- マイナポータル
- eLTAXホームページ
- 文京区ホームページ

eLTAX

個人住民税  
電子申告システム



## 令和8年度からの住民税の主な改正点

物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整への対応として、給与所得控除の見直し、各種扶養控除等に係る所得要件の引き上げ、大学生年代の子等に関する特別控除(特定親族特別控除)の創設が行われました。

これらの改正は令和7年中(1月1日～12月31日)の収入に対して課税される、令和8年度の個人住民税から適用されます。

### 給与所得控除の見直し

給与所得者に適用される給与所得控除は、給与収入金額が190万円以下の方の最低保障額が最大10万円引き上げられます。

給与等の収入金額	給与所得控除額	
	改正後	改正前
162万5千円以下		55万円
162万5千円超180万円以下	65万円	収入金額×40% - 10万円
180万円超190万円以下		収入金額×30% + 8万円
190万円超360万円以下		収入金額×20% + 44万円
360万円超660万円以下		収入金額×10% + 110万円
660万円超850万円以下		
850万円超		195万円(上限)

### 家内労働者の事業所得等の所得計算の特例の見直し

給与所得控除の改正に伴い、家内労働者の事業所得等の所得計算の特例は、必要経費に算入する最低保障額が55万円から65万円に引き上げられます。

### 各種扶養控除等に係る所得要件の見直し

各種扶養控除等の適用を受ける場合における所得要件額が10万円引き上げられます。

要件等	改正後	改正前
同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額	58万円以下	48万円以下
配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額	58万円超133万円以下	48万円超133万円以下
勤労学生控除の合計所得金額	85万円以下	75万円以下
ひとり親に係る生計を一にする子の総所得金額等の合計額	58万円以下	48万円以下
雑損控除に係る親族の総所得金額等の合計額	58万円以下	48万円以下



## 大学生年代の子等に関する特定親族特別控除の創設

### 1 概要

19歳以上23歳未満の子等の合計所得金額が95万円以下の場合、親等は特定扶養控除と同額(45万円)の所得控除を受けることができます。また、合計所得金額が95万円を超えた場合も、合計所得金額123万円までは子等の所得に応じた控除を受けることができます。

※特定親族特別控除に該当する場合、**扶養親族として扱われません**。そのため、非課税の判定等における「扶養親族数」には含まれません。

※1人の対象者(特定親族)を、複数人が重複して特定親族特別控除の適用を受けることはできません。

### 2 対象者

以下の全てに該当する方と生計を一にする納税義務者

#### ①年齢19歳以上23歳未満の親族

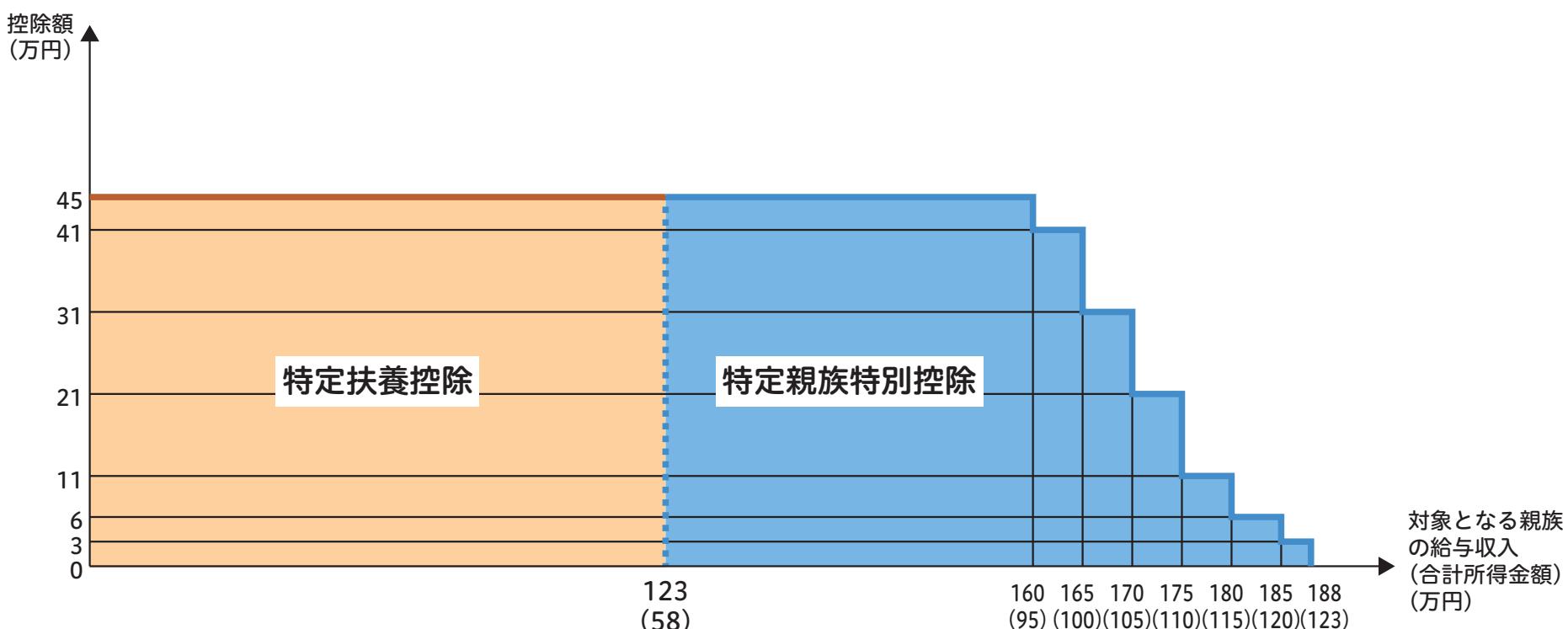
※控除対象扶養親族、配偶者、青色事業専従者に該当し青色事業専従者給与の支払いを受けるもの及び白色事業専従者を除く

#### ②合計所得金額が58万円超123万円以下(給与収入のみの場合は123万円超188万円以下)

### 3 控除額一覧

特定親族の合計所得金額	(参考)収入が給与のみの場合の 収入金額	特定親族特別控除額
58万円超95万円以下	123万円超160万円以下	45万円
95万円超100万円以下	160万円超165万円以下	41万円
100万円超105万円以下	165万円超170万円以下	31万円
105万円超110万円以下	170万円超175万円以下	21万円
110万円超115万円以下	175万円超180万円以下	11万円
115万円超120万円以下	180万円超185万円以下	6万円
120万円超123万円以下	185万円超188万円以下	3万円

### 4 控除イメージ



税務課 課税第一・第二係 ☎ 03-5803-1154・1155

### 所得税の基礎控除等の改正(関連情報)

所得税では、上記のほかに基礎控除の見直しが行われ、令和7年分から適用されます。

所得税の改正については国税庁HPをご覧ください。

国税庁HPはこちら▶



# 所得税や住民税の所得控除対象になります (令和7年1月~令和7年12月支払い分が対象)

## 国民健康保険 後期高齢者医療 介護保険

### 保険料(社会保険料控除)

国民健康保険の方は「納付済額のお知らせ」(はがき)(前年納付の全世帯へ1月下旬に送付予定)をご活用ください。

後期高齢者医療、介護保険の保険料を納付書で納めた方は「領収書」を、口座振替の方は「預貯金等の通帳」にてご確認ください。公的年金から保険料が差引かれた方(特別徴収)は「公的年金等の源泉徴収票」(1月に日本年金機構等から送付)をご活用ください。

なお、後期高齢者医療保険料については、「口座振替済額のお知らせ」を1月中旬以降に送付予定です。

介護保険料のほか、国民健康保険料や後期高齢者医療保険料を特別徴収された方の場合、「公的年金等の源泉徴収票」には合算額が記載(内訳は源泉徴収票の摘要欄に記載)されています。納付した保険料に変更(還付など)がなければ、特別徴収のみの方は申告書の社会保険料の欄には、この金額を転記してください。

また、社会保険料のうち、それぞれの保険料を確認する場合や、遺族年金又は障害年金(非課税年金につき源泉徴収票は送付しません)から差引かれた方は、以下の担当係へお問い合わせください。

※確定申告と住民税申告には、国民健康保険・後期高齢者医療保険・介護保険の保険料証明書の添付は不要

問 国保年金課 国保収納係 03-5803-1194  
問 国保年金課 高齢者保険料係 03-5803-1198  
問 介護保険課 資格保険料係 03-5803-1379

## 障害者控除対象者認定を受ける方へ

障害者控除対象者認定とは、65歳以上で障害者手帳等の交付を受けていない認知症高齢者や寝たきり高齢者などを対象に、障害者又は特別障害者として認定書を発行する制度です。認定書の発行に際しては、医師の意見書をもとに障害者控除対象者の認否を判定します。申請方法は、控除の対象となる年の12月31日現在の状況が、以下の①又は②によって異なります。詳細は担当係へお問い合わせください。

### ①要介護・要支援認定を受けている方

⇒対象者の介護保険被保険者証と申請者の本人確認書類(氏名・生年月日・住所が確認できるもの)が必要(医師の意見書の提出は不要)です。

なお、認定書は申請受付後、10日程度で郵便により送付します。

問 介護保険課 介護保険管理係 03-5803-1389

### ②要介護・要支援認定を受けていない方

⇒申請書のほか、医師が作成した「文京区障害者控除対象者認定のための主治医意見書」が必要です。ご相談をお受けした上で申請書等を渡しますので、お問い合わせください。

問 高齢福祉課 高齢者相談係 03-5803-1382

## おむつ代の医療費控除を受ける方へ

介護保険の要介護・要支援の認定を受けている方のおむつ代について、医師の発行する「おむつ使用証明書」に代えて、区が発行する「証明書」を使用することができます。「証明書」は、介護保険の要介護・要支援認定の際に作成された主治医意見書において、①寝たきり状態にあること②「失禁への対応」としてカテーテルを使用していること、又は尿失禁があることの両方を確認できる場合に、1通300円で発行します。「証明書」を希望する方は、事前にお問い合わせください。

問 介護保険課 認定審査係 03-5803-1378

## 介護保険サービスの利用料の医療費控除を受ける方へ

介護保険サービスの利用料のうち、医療費控除の対象となるものは下表のとおりです。

居宅サービスの利用料	(1)自己負担の全額が控除の対象となるもの(支給限度額超過分も含む) ①訪問看護・介護予防訪問看護 ②訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション ③居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導 ④通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション ⑤短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護 ⑥定期巡回・随時対応型訪問介護看護(一体型事業所で訪問看護を利用する場合に限る) ⑦看護小規模多機能型居宅介護(生活援助中心型の訪問介護の部分を除く) ⑧介護福祉士等による喀痰(カクタン)吸引等の対価
	(2)上記(1)のサービスと併せて利用した場合に対象となるもの(支給限度額超過分は対象外) ①訪問介護(生活援助中心型を除く)・夜間対応型訪問介護 ②訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護 ③通所介護・認知症対応型通所介護・小規模多機能型居宅介護・介護予防認知症対応型通所介護・介護予防小規模多機能型居宅介護・地域密着型通所介護 ④短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護 ⑤定期巡回・随時対応型訪問介護看護(一体型事業所で訪問看護を利用しない場合及び連携型事業所に限る) ⑥総合サービス事業の国基準サービス(訪問型・通所型)(生活援助中心のサービスを除く)
施設サービスの利用料	(1)介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)・地域密着型介護老人福祉施設 介護保険適用の自己負担額、居住費及び食費の合計額の2分の1に相当する額 (2)介護老人保健施設・介護医療院 介護保険適用の自己負担額、居住費及び食費の合計額
	認知症対応型共同生活介護(認知症高齢者グループホーム) 特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム等) 訪問介護(生活援助中心型)、福祉用具貸与・購入、住宅改修
サービスの主な対象外	※控除を受ける場合は、医療費控除の明細書(本人作成)の添付が必要 ※高額介護サービス費が支給されている場合は、自己負担額の合計から高額介護サービス費を差し引いた額が対象 ※医療費控除の詳細は、税務署に問合せ 問 介護保険課 給付係 03-5803-1388

国税庁医療費控除のHPはこちら▶



## ▶ 住民税のよくある質問

**Q 引越しをすると住民税の納付先はどこになりますか？**

**A** 住民税は、**1月1日に住所のある区市町村へご納付ください。**  
令和8年1月1日の住所が文京区であれば、その後転出しても令和8年度の納付先は文京区となります。

**Q 海外転出の時、住民税の納付はどうすればよいですか？**

**A 予め納税管理人の申告(申請)が必要です。**  
住民税は、1月1日に住所のある区市町村で、前年の所得に対して課税されます。1月2日以降に国外転出する場合は、納税通知書の受け取り、税の納付等を納税者に代わって行う納税管理人の申告(申請)を事前にしてください。

**Q 死くなった方の住民税の納付はどうなりますか？**

**A 相続人の方に、住民税の納税義務が継承されます。**  
住民税は、前年の所得に対して1月1日を基準に課税されます。1月2日以降に死んだ場合、前年中に一定額以上の所得があれば課税されます。相続があった場合は、相続人の方に納税義務が継承されます。その際は、相続人代表者指定(変更)届の提出をお願いします。

**Q 収入がなくても住民税の申告はしたほうがよいですか？**

**A** 住民税の課税状況は、国民年金・国民健康保険・後期高齢者医療保険・介護保険・児童手当・就学援助等、区の行政サービスの基礎資料等となりますので**申告してください。** 申告がない場合、住民税の証明書が発行できない場合がありますので、証明書が必要な方も申告してください。

**Q マイナンバーの記載がなくても、申告書を受け付けてもらえますか？**

**A** 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)」の施行に伴い、住民税の申告には、**マイナンバーの記載が必要です。**  
マイナンバーカードがない・持参していない等で、個人番号が不明な場合には、番号が記載されていなくても受理します。

**Q 代理人による申告はできますか？**

**A 代理権の確認をしますので委任状をご用意ください。** 委任状は区HPからダウンロードできます。必要事項の記載があれば、自作の委任状でも受付します。委任状を作成する場合、以下の見本を参考にしてください。

委任状	<b>見本</b>
(代理人)	
住 所	文京区春日1-16-21
氏 名	文京 太郎
生年月日	平成3年1月1日
上記の者を代理人と定め下記に関する申告の権限を委任いたします。	
令和8年度 特別区民税・都民税の申告 令和8年2月2日	
(委任者)	
住 所	文京区春日1-16-21
氏 名	文京 花子
生年月日	平成3年7月7日

氏名は必ず委任者が自署してくださいね



▲ダウンロードはこちら

**Q 住民税がかからない給与・年金収入の限度額と、税制上の扶養に入れる限度額はいくらですか？**

**A** 給与収入のみの方は上段の表、公的年金収入のみの方は下段の表をご確認ください。

〈給与収入〉

給与収入(年収)	住民税かかる・かからない (扶養なしの場合)	税制上の扶養に入れる・入れない
110万円以下	かからない	入れる
110万円超～123万円以下	かかる	
123万円超		入れない

〈年金収入〉

公的年金収入	昭和36年1月1日以前生まれ(65歳以上)		住民税かかる・かからない (扶養なしの場合)	税制上の扶養に入れる・入れない
	65歳以上	155万円以下	かからない	入れる
	65歳未満	105万円以下		
	65歳以上	155万円超～168万円以下		
	65歳未満	105万円超～118万円以下	かかる	
	65歳以上	168万円超		
	65歳未満	118万円超		入れない



住民税がかからない限度額と、扶養に入る限度額は異なっています

**Q ふるさと納税をしましたが、控除を適用するにはどうすればよいですか？**

**A ワンストップ特例申請又は確定申告をしてください。** (令和7年中の寄附に対するワンストップ特例申請はすでに終了)

ワンストップ特例申請とは、①確定申告を必要としない給与所得者等であること、②寄附先が5自治体以内であること、③寄附ごとに寄附先自治体に申請書を送付すること等の条件下であれば、確定申告をしなくても、寄附金税額控除が受けられる制度です。ワンストップ特例を利用しない方は、確定申告にて申告すれば寄附金控除が受けられます。その際は、確定申告書第二表の「住民税に関する事項」の寄附金税額控除欄へ寄附額をご記入ください(7面参照)。

**Q 会社と自宅の両方に納税通知書が届きました。二重課税ではないですか？なお、私には給与所得と不動産所得があり、確定申告をしました。**

**A** 初めに給与所得と不動産所得を合計して1年間の住民税の税額(年税額)を求める。次に**全体の年税額のうち、給与所得に係る税額分を給与から差し引いて納付(特別徴収)とし、不動産所得に係る税額(年税額から特別徴収税額を差し引いた税額)**は、ご本人納付(普通徴収)とします。**このため、二重課税ではありません。**

なお、2社以上のお勤め先から給与の支払いを受けている場合の給与に対する税額の納付方法は、**原則全ての給与を合算して税額を計算し、給与に係る住民税は全て主たる給与の事業者(特別徴収義務者)からの特別徴収となります。** 詳細は税務課課税係までお問い合わせください。

**Q 勤めていた会社を退職した後に、自宅に普通徴収の通知が届きました。住民税は、在職中に毎月給与差引きされていたため、二重に課税されませんか？**

**A** 退職した会社から提出される届出により、給与差引きできなくなった税額を本人納付に切り替えます。**納税方法は変わりますが1年間の税額は変わらず、二重課税にはなりません。** 転職後、再度給与差引きを希望される場合は、転職先の担当者の方より税務課への手続をお願いします。



## 特別区民税・都民税・森林環境税(普通徴収分)の納付のご案内

### 住民税(普通徴収分)・森林環境税・軽自動車税(種別割)の納付は、キャッシュレス決済が便利です！

スマートフォンアプリ等で住民税の納付ができるようになりました。ぜひご利用ください。

#### 👉 キャッシュレス決済による納付

▶ 納付書に付された地方税統一QRコード「eL-QR」を使用して、ダイレクト納付・インターネットバンキング・クレジットカード・スマートフォン決済アプリ(PayPay、楽天Pay等)等で納付できます。詳細は地方税お支払サイトは[こちら](#)をご確認ください。



#### エル・キューアール eL-QR付き納付書なら 簡単便利にキャッシュレス納付



スマホやパソコンでも納付が可能

様々な納付方法から選択が可能



\* 口座振替を登録している方がスマートフォン決済アプリ等で納付する場合、口座振替登録取消手続が必要です。

#### 👉 口座振替(自動払込)による納付

##### WEB口座振替の開始について

令和7年10月～Web口座振替受付サービスが始まりました。パソコンやスマートフォンからインターネットを利用して、口座振替の申込手続ができるサービスです。



口座振替の申込は[こちら](#)

(注)キャッシュレス納付や口座振替では領収証書は発行されません。領収証書が必要な方は納付書による納付をお願いします。

問 税務課 収納管理係 ☎ 03-5803-1153

## 令和8年2月2日は普通徴収第4期の納期限です

経済的な事情等で税の納付が困難な方は、税務課納税係で納付相談を受け付けます。

Q 納め忘れがあったらどうすればよい？税金を納めないとどうなるの？

A 税は納期内納税が原則です。督促状や催告書がお手元に届いた場合は、そのままにせず、速やかに納付してください。  
納期限を過ぎると、納期限の翌日から納付日までの期間に応じて延滞金も納付していただく必要があります。  
また、督促状や催告書を送付しても納税や相談がない方には、地方税法で財産を差押するよう規定されています。やむを得ない理由で一時的に税金を納期限内に納付することが困難な方は、税務課納税係にご相談ください。

Q 差押の対象となる財産にはどんなものがあるの？

A 給与、預貯金、不動産、動産、自動車、売掛金など全ての財産です。  
勤務先への給与調査を行ったり、滞納者やその関係者の住居等を相手方の意思にかかわりなく強制的に捜索する場合があります(国税徴収法第141条から147条)。  
文京区では令和6年度に捜索及び自動車等のタイヤロックを8件実施しています。

#### 一時に納付できない方のための猶予制度があります

##### (納税の猶予)

以下の理由により、一時に納付することができないとき  
⇒ 税務課へ猶予の申請することにより、1年内の期間に限って納税の猶予が認められる場合があります。

- ① 財産について災害を受け、又は盗難にあったとき
- ② 納税者又はその生計を一にする親族などが病気にかかり、又は負傷したとき
- ③ 事業を廃止し、又は休止したとき
- ④ 事業について著しい損失を受けたとき
- ⑤ 本来の納期限から1年以上経過した後に、納付すべき税額が確定したとき

※⑤の場合は、納付すべきとなった納期限までに申請する必要があります。

##### (換価の猶予)

一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあるなどの一定の要件に該当するとき  
⇒ その住民税の納期限から3か月以内に税務課へ申請することにより、1年内の期間に限って換価の猶予が認められる場合があります。

- 猶予が認められると…
- 猶予期間中の延滞金の一部が免除されます。
- 納税の猶予の場合は財産の差押が、換価の猶予の場合は差押えた債権の取立や財産の公売が猶予されます。

問 税務課 納税係 ☎ 03-5803-1156

## 課税・納税証明書の発行

### 発行できる証明書

- 個人の特別区民税・都民税の課税(非課税)証明書及び納税証明書
- 軽自動車税(種別割)納税証明書

● 本人確認書類 運転免許証、マイナンバーカード、 パスポート、住基カード(写真付)等 ※資格認証書、介護保険被保険者証 の場合はキャッシュカードや診察券等、もう一点必要
● 手数料 1通300円 (コンビニ交付の場合は1通200円)
● 委任状 (代理の方が申請する場合)

(注)・税金を納付した後、3週間以内に納税証明書を申請する場合は、納付金額を確認できる領収書等を税務課窓口へ持参  
・家族の方でも、代理で申請する場合は委任状(自署又は記名押印)が必要  
・本人によるオンライン申請及び郵送申請も利用可。申請方法は、区HPを参照又は税務課税務係へ問合せ

税務課、戸籍住民課
区民サービスコーナー
マルチコピー機設置のコンビニエンスストア(セブンイレブン、ファミリーマート、ローソン、ミニストップ) ※発行にはマイナンバーカードが必要 ※軽自動車税(種別割)納税証明書は発行不可

## バイク・軽自動車等の廃車手続をお忘れなく！

軽自動車税(種別割)は、4月1日現在、バイク・軽自動車等を所有している方に納めていただく税金です。以下の方は、廃車手続をすることで、次年度以降の軽自動車税(種別割)がかからなくなりますので、速やかに廃車手続をお願いします。

- ① 盗難に遭って車両が見つからない(盗難届とは別に廃車手続が必要です。)
- ② 破損等で車両が使用できなくなった③ 亡くなられた家族の車両を持っている
- ④ 既に車両を他の方に譲渡した(※)

※譲受人が名義変更をしないことによるトラブルが増えています。車両を譲渡する場合は、引渡し前に廃車手続をすることをお勧めします。

車種	手続・問合せ	税申告先
原動機付自転車 (125cc以下)	税務課税務係 ☎ 03-5803-1152	練馬自動車検査登録事務所 ☎ 03-5540-2032
小型特殊自動車 (フォークリフト等)	※電子申請・郵送での廃車手続も可。詳細は区HPを参照	軽自動車検査協会 東京主管事務所練馬支所 ☎ 03-3816-3101
軽二輪・ 二輪小型自動車	練馬自動車検査登録事務所 ☎ 03-5540-2032	廃車・譲渡手続後、軽自動車税(種別割)の申告を忘れずに行ってください。 税申告をしないと、廃車等手続しているのに、税金の通知書が届いてしまう場合があります。 【軽自動車税(種別割)申告先】税務課税務係☎ 03-5803-1152
軽三輪・軽四輪車		

問 税務課 税務係 ☎ 03-5803-1152